

# 総務委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）」について

資料 1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）  
の概要

資料 2 マイナンバーを利用する事務等を定める  
条例制定の基本的な考え方（案）

資料 3 パブリックコメントの実施について

平成 27 年 2 月 10 日

総 務 局

# 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

## 1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

- 個人番号（マイナンバー）は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されます。



- ・ 平成 27 年 10 月に、住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12 桁）が通知されます。
- ・ 平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。

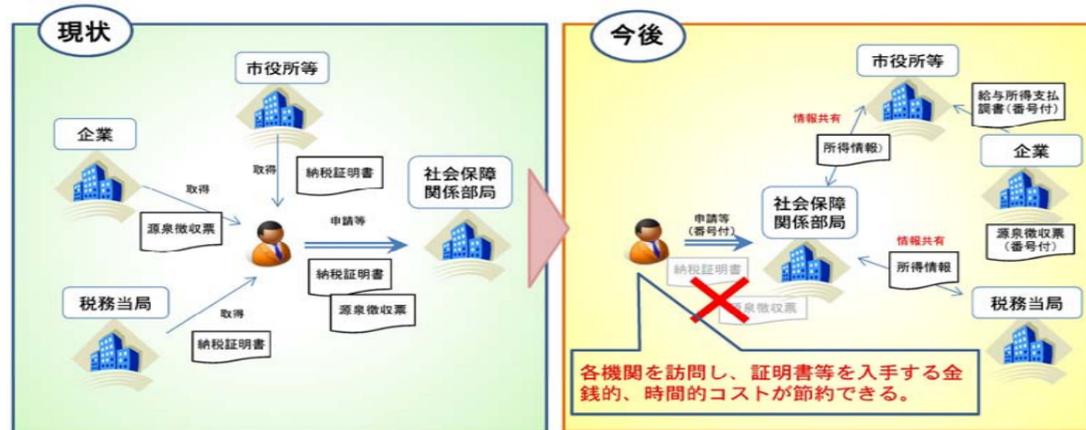
## 2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の効果等

### (1) 行政の効率化

- ・ 地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。

### (2) 利便性の向上

- ・ 地方公共団体などに対して申請を行う際に提出する各種証明書等が減るなど、行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。



### (3) 公平・公正な社会の実現

- ・ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給等を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができますようになります。

### (4) 個人情報の適切な管理・保護対策

- ・ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）で定められるものに限り、**情報提供ネットワークシステム**を使用して情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法がとられます。
- ・ マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているかを自分で確認できる手段として、平成 29 年 1 月から**情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）**が稼働する予定です。
- ・ マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いについて**特定個人情報保護委員会**による監視・監督が行われるとともに、国の行政機関や地方公共団体等に**特定個人情報保護評価**の実施が義務付けられます。

## 3 今後の主なスケジュール

- 平成 27 年 10 月に、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するカードを郵送します。
- 平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。また、**希望される方に対して個人番号カードの交付を開始**します。



表面(案)

裏面(案)

- ※ 個人番号カードをお持ちの場合には、市の窓口等でスムーズに本人確認等の手続を行うことができます。
- ※ 個人番号カードにはマイナンバー、基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）、電子証明書などの最低限の情報のみが記録されます。

- 平成 29 年 1 月から、国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。
- 平成 29 年 7 月から、地方公共団体と他の行政機関等（国の行政機関や他の地方公共団体等）との間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。**（＝マイナンバー制度の本格運用開始）**

## 4 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に向けた川崎市の主な取組

### (1) マイナンバーの付番に向けた取組

住民票を有する全ての方に付番するための住民基本台帳システムの改修等を進めています。

### (2) 個人番号カードの交付・普及に向けた取組

個人番号カードに搭載される公的個人認証の機能を用いたコンビニエンスストアにおける各種証明書の発行サービスなど、個人番号カードの便利な活用方法を検討しています。

### (3) 国の行政機関等との情報連携に向けた取組

複数の行政機関の間において、機関ごとに管理している同一人の個人情報をマイナンバーにより紐付けし、相互に活用するための業務システムの改修等を進めています。

### (4) 個人情報の保護に関する取組

マイナンバー利用による個人情報保護対策として、**特定個人情報保護評価を実施**するとともに、**川崎市個人情報保護条例の改正**等を行います。

#### <特定個人情報保護評価とは>

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報の制度上の保護措置の一つであり、番号法において、特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体等に実施が義務づけられています。
- 本市においても、番号法の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を市のホームページ等で公表します。

#### <特定個人情報保護評価の実施方法>

- 番号法等の規定に基づき、①当該特定個人情報ファイルに記録される本人の数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、特定個人情報保護評価の種類（**基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価**）を判断します。
- **全項目評価**の実施に際しては、番号法等の規定に基づき、①評価書の案を公示し広く市民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うとともに、②専門性を有する第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を受けることとします。

### (5) マイナンバー制度の効果的な活用方策の検討

本市独自のマイナンバーや個人番号カードの利用方法等について検討を行っています。

## マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）

### ■ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

- 平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、マイナンバー制度の導入が決定された。

#### <主なスケジュール>

- ・ 平成 27 年 10 月 個人番号（マイナンバー）の付番・通知
- ・ 平成 28 年 1 月 マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・ 平成 29 年 7 月 地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやりとり（照会・提供）開始（＝マイナンバー制度の本格運用開始）

### ■ 条例制定の趣旨

- 番号法は次の事項を地方公共団体が定める条例に委任している。

#### 1 地方公共団体独自のマイナンバーの利用（番号法第 9 条第 2 項）

地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

#### 2 地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 9 号）

地方公共団体の執行機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を提供することができる。

#### 3 地方公共団体独自の個人番号カードの利用（番号法第 18 条）

地域住民の利便性の向上に資するものとして地方公共団体の条例で定める事務を処理するために、個人番号カードの IC チップの空き領域を利用することができる。

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入趣旨である「行政の効率化」、「利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」に資する、上記 1～3 の内容を定める条例を制定するもの。

⇒ 「（仮称）川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」の制定

### 1 川崎市（条例）におけるマイナンバー利用の基本的な考え方

※別紙「条例に基づくマイナンバー利用のイメージ」を併せて参照）

#### （1）法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用

ア 番号法別表第 1 の下欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）以外の事務であって、法定事務と一体的に実施されるなどの理由で、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなるものについては、法定事務と同時に平成 28 年 1 月から、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーの利用を開始するものとする。

イ アの事務を除く法定事務以外の事務については、マイナンバー利用の効果は他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやりとり（照会・提供）を行う場合に顕著となることから、その効果を踏まえ、情報の照会・提供が開始される平成 29 年 7 月を目途に、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーの利用を開始するものとする。

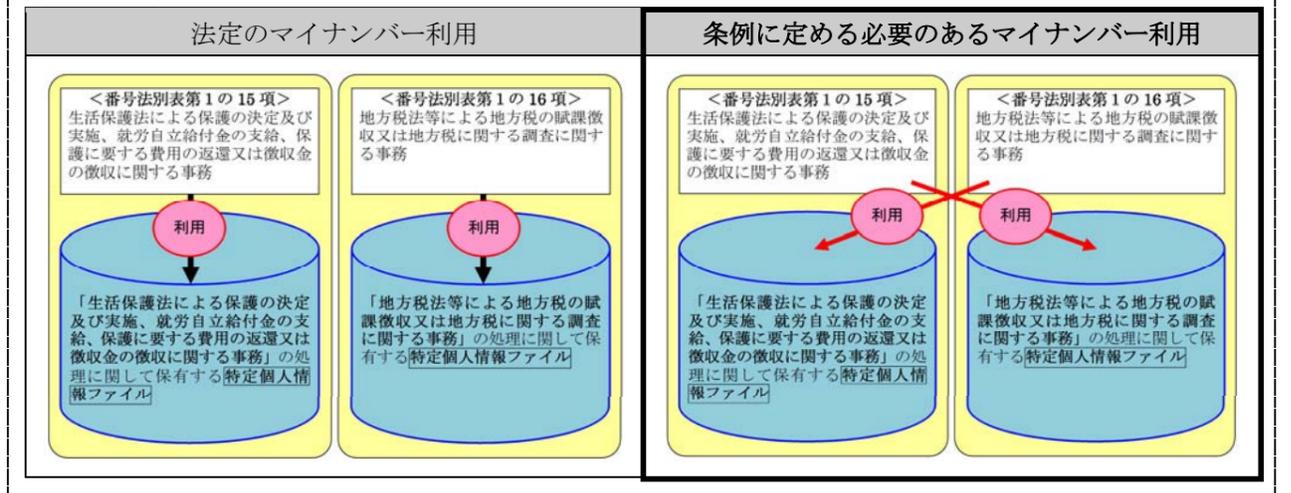
ウ 条例においては、ア、イのいずれについてもマイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務を定めるものとする。（ここで定める事務を以下「独自事務」という。）

#### （2）役所内の情報連携のためのマイナンバー利用（法定事務関係）

##### <前提>

- ・ 番号法第 9 条第 1 項では、法定事務を処理するために、当該法定事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいてマイナンバーを利用すること（以下「法定のマイナンバー利用」という。）を認めているが、他の法定事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいてマイナンバーを利用することは認めていない。
- ・ したがって、例えば役所内の情報連携により、地方税に関する事務を処理するために、同一執行機関が生活保護の事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、マイナンバーを利用して保護の実施に関する情報等を検索する場合には条例に定める必要がある。

##### 【イメージ】



ア 他の行政機関等との間での情報のやりとり（番号法別表第 2 に規定される範囲で行われる同法第 19 条第 7 号の規定に基づく他の行政機関等との間での情報の照会・提供）と同じ内容のやりとりを川崎市の同一執行機関内の情報連携により実現することは番号法の趣旨に合致するため、法定のマイナンバー利用が開始される平成 28 年 1 月から、同表第 2 欄に掲げる事務を処理するために、同表第 4 欄に掲げる特定個人情報であって川崎市の同一執行機関が保有するものにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用するものとする。

イ ア以外のケースについては、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、平成 28 年 1 月からマイナンバーを利用するものとする。

ウ 条例においては、アについては下線部の内容を包括的に定め、イについてはマイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務及び特定個人情報を定めるものとする。

#### （3）役所内の情報連携のためのマイナンバー利用（独自事務関係）

ア 行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、独自事務を処理するために、川崎市の同一執行機関が法定事務又は他の独自事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用するものとする。

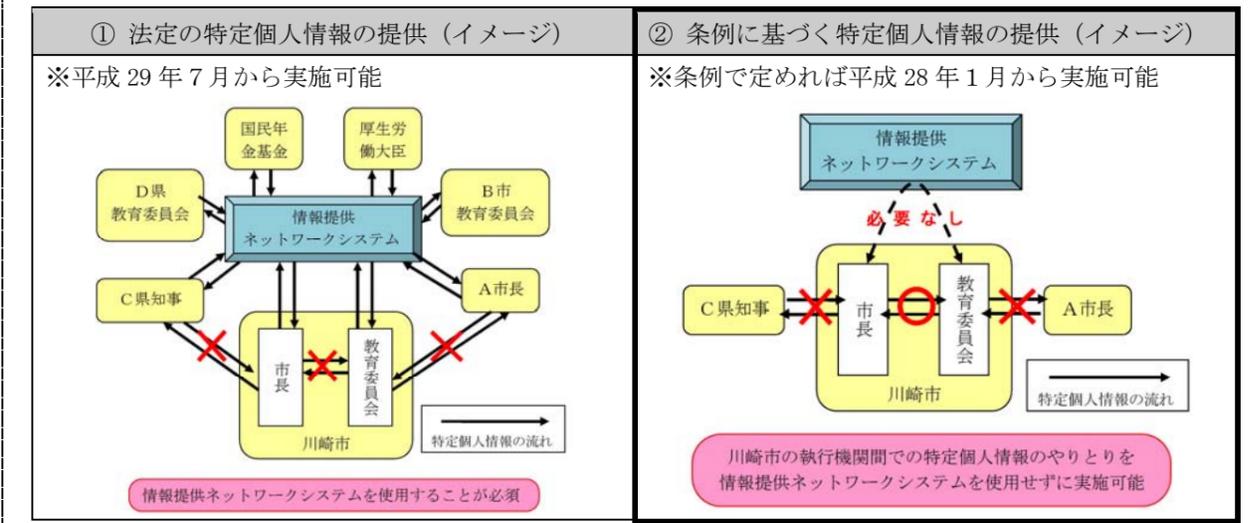
イ 条例においては、マイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務及び特定個人情報を定めるものとする。

# マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）

## 2 川崎市(条例)における特定個人情報の提供の基本的な考え方

<前提>

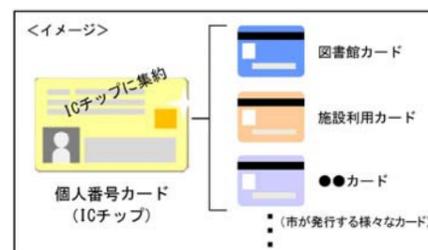
- 番号法第19条各号に特定個人情報を提供できる場合が定められており、主なものは次のとおり。
- ① 番号法別表第2の第1欄に掲げる者が、第3欄に掲げる者に対し、第2欄に掲げる事務を処理するために必要な第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。(根拠：番号法第19条第7号)
  - ② 地方公共団体の執行機関が、**条例**で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。(根拠：番号法第19条第9号)



- ア 法定の特定個人情報の提供(番号法別表第2に規定されているもの)のうち川崎市の執行機関の間で行われるものについては、他の行政機関等との間で情報連携が開始される平成 29 年 7 月以前であっても、市民の利便性の維持・向上のために実施する必要がある場合、法定のマイナンバー利用が開始される平成 28 年 1 月から情報提供ネットワークシステムを使用せずに実施するものとする。
- イ 条例においては、特定個人情報の提供範囲が明確になるよう個別具体的に提供する特定個人情報及び当該特定個人情報の利用目的を定めるものとする。

## 3 川崎市(条例)における個人番号カードの利用の基本的な考え方

- ア 川崎市が発行している既存カードを個人番号カードに集約するなど、市民の利便性の向上等につながる個人番号カードの利用について、システム更新のタイミングなどを踏まえながら実施するものとする。
- イ 条例においては、個人番号カードの利用範囲が明確になるよう個別具体的に利用目的を定める。



### ■ 今後のスケジュール (予定)

- 平成 27 年 2 月 10 日 この基本的な考え方(案)について総務委員会に説明し、報道機関に情報提供
- 平成 27 年 2 月 19 日～3 月 20 日 市民意見の募集
- 平成 27 年 3 月 1 日 市政だより(1日号)に市民意見の募集内容を掲載
- 平成 27 年 6 月議会 「(仮称)川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」制定議案の上程・審査・採決
- 平成 28 年 1 月 条例の施行(以降も必要に応じて改正)

### ※番号法参考条文

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当するものを除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 略

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四 略

### ※番号法別表第1について

番号法第9条第1項の規定に基づくマイナンバーを利用できる機関及び事務を列挙している。(98の項から成る。)

【別表第1(一部抜粋)】

〔上欄〕	〔下欄〕
15 都道府県知事等	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
16 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
68 市町村長	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

### ※番号法別表第2について

番号法第19条第7号の規定に基づく特定個人情報を提供できる場合を列挙している。(120の項から成る。)

【別表第2(一部抜粋)】

〔第1欄〕	〔第2欄〕	〔第3欄〕	〔第4欄〕
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
26 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

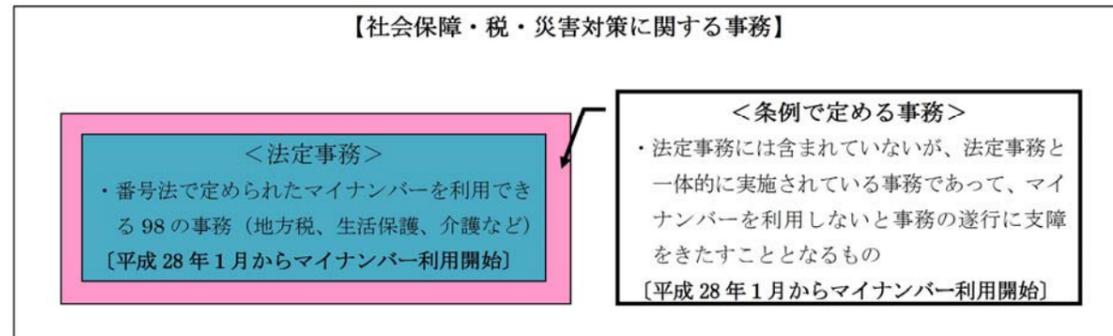
# 条例に基づくマイナンバー利用のイメージ

- 条例に定めるマイナンバーを利用する事務については、番号法における別表第1及び第2の詳細を定める主務省令のすべてが示されていないため、事務の例に関しては今後変更する可能性があります。

## (1) 法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用

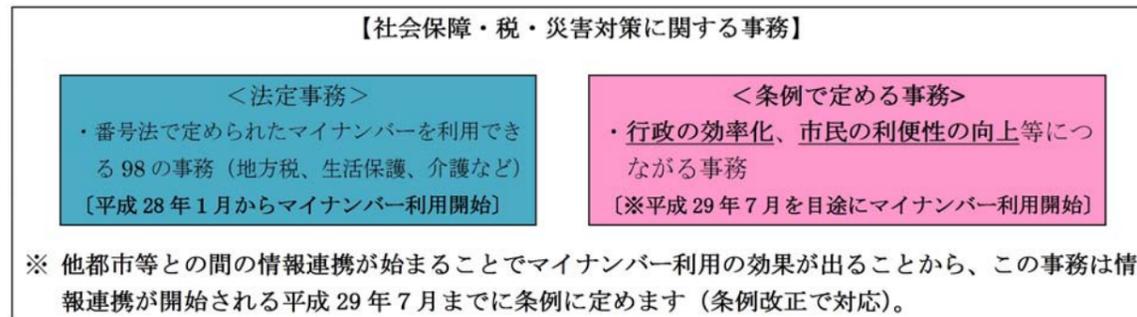
### ア 法定事務と一体的に実施される事務

- ※ 療育手帳の交付に関する事務などへの利用が想定されます。(「身体障害者手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付に関する事務については法定事務ですが、「療育手帳」の交付に関する事務は法定事務に含まれていません。)



### イ マイナンバーを使った他都市等との情報のやりとりにより、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながる事務

- ※ 重度障害者医療費助成制度、小児医療費助成制度、小児ぜん息患者医療費支給事業などへの利用が想定されます。



### ウ 条例への定め方

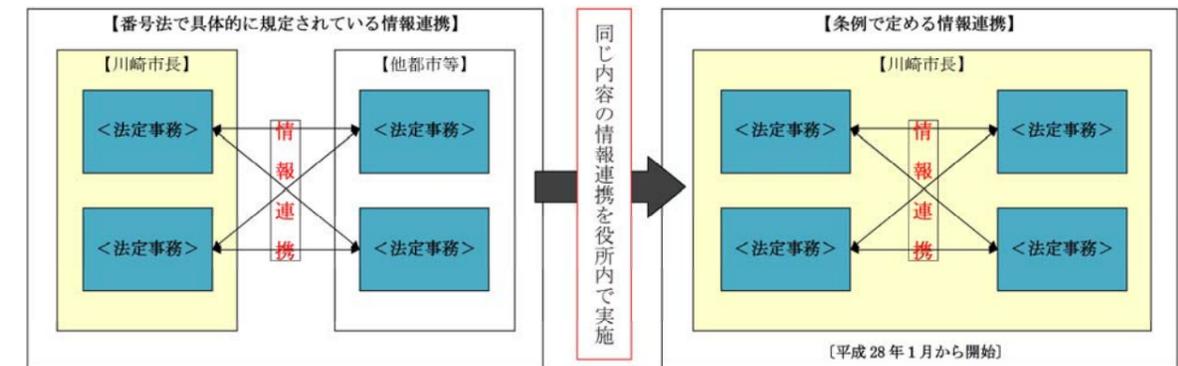
アとイの事務について、条例に個別具体的に定めます。

(例)

マイナンバーを利用する機関	マイナンバーを利用する事務
市長	療育手帳の交付に関する事務
市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療証の交付又は医療費の助成に関する事務
市長	川崎市小児医療費助成条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務
市長	川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例による医療費受給証の交付又は医療費の支給に関する事務

## (2) 役所内の情報連携のためのマイナンバー利用(法定事務関係)

### ア 番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携



### イ 番号法別表第2に定められていない内容の情報連携

行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、役所内において、法定事務を処理するために、他の法定事務との間で情報連携を行います。

### ウ 条例への定め方

- ・ アの情報連携については、番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携を役所内で実施できることを包括的に定めます。
- ・ イの情報連携は、条例に個別具体的に定めます。

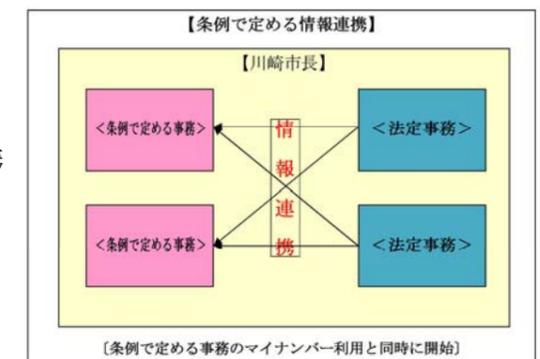
(例)

情報連携を行う機関	情報連携を行う目的(事務)	連携する情報
市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	地方税の賦課・徴収に関する情報

## (3) 役所内の情報連携のためのマイナンバー利用(独自事務関係)

### ア 独自事務を処理するための情報連携

行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、役所内において、(1)の条例で定める事務を処理するために、法定事務等との間で情報連携を行います。



### イ 条例への定め方

アの情報連携は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

情報連携を行う機関	情報連携を行う目的(事務)	連携する情報
市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療証の交付又は医療費の助成に関する事務	地方税の賦課・徴収に関する情報
		後期高齢者医療保険被保険者の資格等に関する情報
		身体障害者手帳の交付等に関する情報

## 「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の 基本的な考え方（案）」について意見を募集します

- 平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、同法第9条第2項に基づくマイナンバーの利用、第19条第9号に基づく特定個人情報の提供、第18条に基づく個人番号カードの利用について、地方公共団体等が定める条例に委任されました。
- この度、本市におけるこれらの内容を定める条例制定の基本的な考え方がまとまりましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

### 1 意見の募集期間

平成27年2月19日（木）から平成27年3月20日（金）まで  
※郵送の場合は、平成27年3月20日（金）付けの消印まで有効です。

### 2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 川崎市ホームページ

### 3 意見の提出方法

御意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール（専用フォーム）、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続き」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方をホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

### 4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務局情報管理部 ICT推進課

電話：044（200）0328

FAX：044（200）3752